

健全化判断比率等の状況（令和7年度決算）

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率について、お知らせします。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による公表）

本市の指標は、いずれも国が定めた基準を下回っており、健全性が保たれています。

1 経過と概要

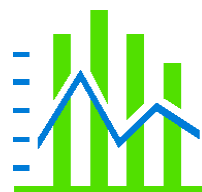
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

同法は平成21年4月1日から全面施行され、財政健全化計画等策定の義務付けが、平成20年度決算から適用されました。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。



○実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金等）} - \text{（特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

（3か年平均）

○将来負担比率

一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 + 特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

○用語説明

・一般会計等

一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計及び用地先行取得事業特別会計

・連結実質赤字額

全会計の赤字額（資金不足額）から黒字額（資金剰余額）を引いた額

・地方債の元利償還金等

一般会計の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金のうち公営企業債の償還に充てたものを含みます。

・特定財源

地方債の償還に充当される国庫支出金など

・将来負担額

一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額等

3 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況

（単位 %）

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度	実質赤字額 なし	連結実質赤字額 なし	7.5	59.3
令和6年度	実質赤字額 なし	連結実質赤字額 なし	7.9	55.5
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質公債費比率は、財政標準規模等が増加したことにより、0.4ポイント改善しました。

将来負担比率は、一般会計等が抱える地方債などの負債の総額が増加したため、3.8ポイント悪化しました。

4 資金不足比率

○資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○用語説明

・資金の不足額

一般会計等の実質赤字額に相当するもの

5 資金不足比率の状況

資金不足比率の詳細

資金不足比率	水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水 事業特別会計	新エネルギー発 電事業特別会計	産業立地推進 事業特別会計
令和7年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
令和6年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0